

2025年7月28日

日本の「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」の主たる内容及び示唆点

I. 背景

日本は2025年6月4日、人工知能（Artificial Intelligence）の研究・開発を推進し、発展する技術に対応できる政策を設けるために「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（以下「法」又は「AI促進法」という）を制定しました。

AI促進法には、国の人工知能政策の推進のための基本理念や主要政策の内容が盛り込まれており、その推進のために人工知能戦略本部の設立と基本計画の策定を規定しています。さらに、人工知能関係者の責務や、その関係者の協力を通じて政策を講じて推進することが規定されています。

以下では、AI促進法の主たる内容及び示唆点について説明します。

II. AI促進法の主要内容

1. 総則（法第1条から第10条）：政府の人工知能政策及び関係者の責務

AI促進法は、法の目的は人工知能関連技術の開発・活用に関する施策を設け、国民の生活・経済の発展に資することにあるとし（法第1条）、国が人工知能関連技術の研究開発及び活用を推進するために必要な措置を講ずるものとしています（法第10条）。

AI促進法は、国が進める政策の基本理念として、（i）人工知能の研究・開発力量の維持及び関連産業の国際競争力の向上と、（ii）人工知能が国民生活に及ぼす影響を考慮し、関連政策の透明性の確保などを掲げています（法第3条）。

また、人工知能の開発及び活用における各段階の関係者が互いに密接に関わっていると指摘し（法第3条第3項）、国は、国、地方公共団体、研究開発機関及び事業者が相互連携を通じて協力できる政策を講ずるものとしています（法第9条）。このような観点から、AI促進法は人工知能関係者の責務を規定していますが、以下はその詳細です（法第4条から第8条）。

国 (法第4条)	・ 基本理念に則って施策を総合的かつ体系的に策定・履行する
地方公共団体 (法第5条)	・ 基本理念に則り、地方公共団体の区域の特性を活かした施策を自主的に策定・履行する
研究開発機関 (法第6条)	・ 研究開発機関は、人工知能関連技術の研究開発、その成果の普及、人材の育成、国及び地方公共団体が実施する施策への協力に努める
事業者 (法第7条)	・ 人工知能関連技術を活用した製品又はサービスを開発・提供しようとする者又は人工知能関連技術を事業活動において活用しようとする者は、人工知能関連技術の積極的な活用を通じて事業活動の効率化と高度化を向上し、新産業の創出に努める
国民 (法第8条)	・ 人工知能関連技術への理解と関心を深め、国や地方公共団体が実施する施策に協力する

2. 基本施策（法第11条から17条）：推進が求められる政策規定

AI促進法は、国が人工知能関連技術を活用及び促進するために推進すべき政策を規定しています（法第11条～第17条）。

研究開発の 推進等 (法第11条)	・ 国は、人工知能の全段階（基礎研究から実用化まで）において必要な技術の研究開発を行う政策を推進し、研究開発機関が研究開発の成果を移転できる仕組みなどを整備する
施設及び 設備の整備 (法第12条)	・ 国は、研究開発機関及び関連事業者が人工知能関連技術の研究開発及び活用に必要な設備 ¹ を活用できるよう、関連施設及び設備を改善・共有できる政策を講ずる
適正性の確保 (法第13条)	・ 国は、適正な研究開発及び実施に向け、国際的な規範に即した指針の整備及び施策を講ずる
人材確保 (法第14条)	・ 国は、様々な分野で専門的かつ幅広い知識を有する人材を確保・養成できる政策を講ずる
教育振興 (法第15条)	・ 国は、人工知能関連技術に対する教育及び学習の振興、広報強化などのための政策を講ずる

¹ 大規模な情報処理、情報通信及び電子記録等の保管等に関する施設・設備及びデータセットその他の知的基盤をいう。

<p>調査研究 (法第16条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用動向に関する情報を収集し、国民の権利・利益を侵害する事案を分析し、代案を検討するなどの措置を講ずる
<p>国際協力 (法第17条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する国際協力の推進及び国際的な規範の策定に積極的に参画する

3. 人工知能基本計画（法第18条）：細部推進計画の策定

AI促進法は、国が基本理念（法第3条）と基本施策（法第11条～第17条）に則り、必要な事項を推進できる「人工知能基本計画」を定めるものとしています（法第18条第1項）。この人工知能基本計画には、（i）人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の基本方針、（ii）人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に政府が総合的かつ計画的に構ずべき施策、及び（iii）その他必要な事項が盛り込まれなければなりません（法第18条第2項）。

4. 人工知能戦略本部（法第19条から第28条）：政策推進機構の設立

AI促進法は「人工知能戦略本部」を設立し、前述の政策の総合的かつ計画的な推進を担当することを規定しています（法第19条）。人工知能戦略本部は、（i）人工知能基本計画案の作成及び実施の推進に関する事務、及び（ii）その他の重要事項の企画、立案及び総合調整に関する事務を担当します（法第20条）。

III. 示唆点

AI促進法は、人工知能関連規制の基礎を築くために制定されましたが、規制強化の代わりに人工知能に関連する革新の促進に係るリスク対応に焦点が当てられています。これは、全世界的に人工知能関連技術をめぐって競争が激しくなっており、これに係る政策などが整備されなければ技術競争で遅れを取りかねないという懸念を考慮したものと理解されます。

欧州の人工知能法（EU AI Act）は、人工知能をリスクの水準に応じて分類し、それに応じた一定の義務を事業者を課し、これに違反すれば最大3,500万ユーロと全世界の売上高の7%のいずれか高い金額の課徴金に処し、韓国の「人工知能発展と信頼基盤造成等に関する基本法（以下、「人工知能基本法」という）」が一定の義務に違反すれば過料に処していることとは異なり、AI促進法は人工知能関連事業者の責務のみを規定し、別途の制裁を規定していません。

日本がAI促進法に基づいて人工知能戦略本部を設置し、人工知能基本計画を策定すれば、人工知能関連の多様なルールを開発し、日本の競争力を高めるための措置を講じる上で良い条件が整えられるものと予想されます。しかし、このような形のAI促進法が日本の人工知能産業及び社会発展に前向きな影響を及ぼすかどうかは、今後見守っていく必要があります。

関連構成員

姜泰旭（カン・テウク）

弁護士

T 02.3404.0485

E taeuk.kang@bkl.co.kr

尹珠鎬（ユン・ジュホ）

弁護士

T 02.3404.6542

E juho.yoon@bkl.co.kr

姜貞姬（カン・ジョンヒ）

弁護士

T 02.3404.6480

E jeonghee.kang@bkl.co.kr

法務法人(有限)太平洋のニュースレターに掲載されている内容や意見は、一般的な情報提供のみを目的に発行されており、法務法人（有限）太平洋の公式的な見解や何らかの具体的な事案に対する法的意見を差し上げるものではないこと、ご了承ください。ニュースレターに関するお問い合わせは、上記の連絡先までお問い合わせいただけますようお願いいたします。